公益社団法人　家庭問題情報センター
広島ファミリー相談室　FPIC（エフピック）
〈一人で悩まず、まずご相談を〉

【所在地】

〒730-0051　広島市中区大手町1丁目5番3号
県民文化センター6階
電話・FAX　082-246-7520
E-mail　fpichiroshima@ybb.ne.jp
ホームページアドレス　https://www.fpichiroshima.com/

【相談日時】

月～金曜日（年末・年始および国民祝祭日を除く）
午後1時30分～午後4時30分
電話・FAX　082-246-7520

【相談内容】

1. 家庭に関する諸問題
夫婦間の悩み、子育ての悩み、離婚･別居をめぐる悩み、養育費、面会交流、親族間の悩み　等
2. 別居または離婚後の親と子の面会交流支援

【相談方法】

電話、もしくは上記事務所での面談

【相談料】

1. 電話による相談　　無料
2. 面接による相談（事前に電話で予約してください）
3,000円　～60分（消費税込み）
5,000円　60分～（消費税込み）

【その他】

1. 上記相談には、FPIC 会員である家庭裁判所元調査官、家事調停委員経験者および弁護士が対応します。
2. 「親と子の面会交流支援」には、別途「支援費用」が必要となります。支援の種類・方法により、費用が異なります。詳細はご相談下さい。

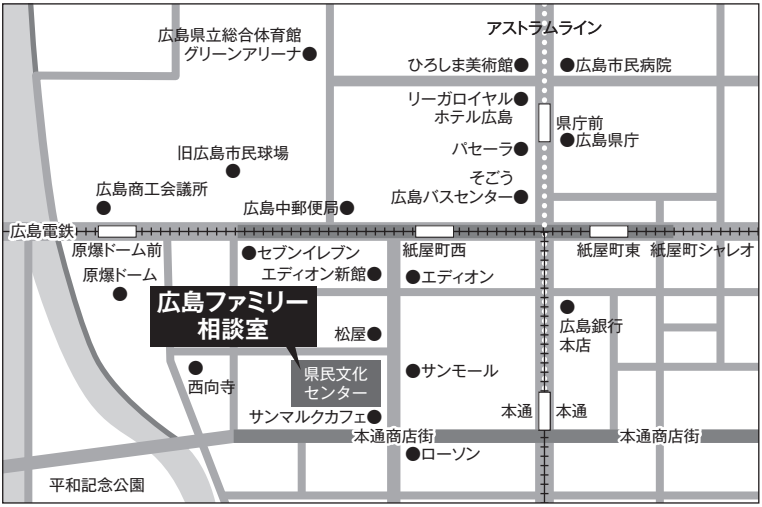

広島市配偶者暴力相談支援センター

名　　称	電話・受付日時	
女性相談員による相談	電　　話	082-504-2412（FAX　082-504-2835）
	受付日時	月～金曜日　午前10時～午後5時 （祝日･休日､年末年始(12月29日～1月3日)、8月6日を除く）
休日ＤＶ電話相談（ＤＶ相談に限る）	電　　話	082-252-5578
	受付日時	土曜日・日曜日、祝日・休日、8月6日 午前10時～午後5時 （年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

【相談業務内容】

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいる人からの相談、さまざまな困難な問題に直面している女性からの相談に応じます。（休日DV電話相談は、配偶者やパートナーからの暴力の相談に限る。）

【相談料】

無　料

広島県西部こども家庭センター
〔婦　人　相　談　所〕
〔配偶者暴力相談支援センター〕

【所在地】

〒734-0003　南区宇品東四丁目１－26

電話　082-254-0391

ホームページアドレス　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/175/

【相談日時】

面接・電話相談

月～金曜日　　午前８時30分～午後５時　電話 082-254-0391

夜間・休日電話相談

月～金曜日　　午後５時～午後８時

土・日・祝日　午前10時～午後５時　　電話 082-254-0399

（上記相談は、いずれも年末年始を除きます。）

【相談業務内容】

配偶者やパートナーからの暴力（DV）に関する相談、離婚や家庭不和など女性に関する相談に応じます。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は来所してください。

※来所の場合は相談時間を確保するために、できれば予約をお願いします。

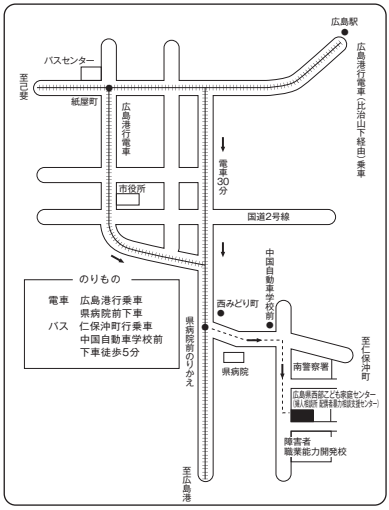

広島家庭裁判所

【所在地】

〒730-0012　中区上八丁堀１－６
電話　082-228-0561

【家事手続案内の受付日時】

月～金曜日（祝日及び12月29日～１月３日を除く）
午前９時～午前11時　午後１時～午後４時

【内容】

次のような問題について家事手続案内を行っています。

⑴　離婚、婚姻費用の分担など婚姻中の夫婦に関する問題
⑵　内縁関係解消及び調整、婚約解消など婚姻外の男女間の問題
⑶　養育費、親権者変更、子の氏変更など親子に関する問題
⑷　親子、兄弟姉妹その他親族間の扶養の問題
⑸　離縁、未成年者の養子縁組、特別養子縁組、養親又は養子死亡後の離縁など養子に関する問題
⑹　相続放棄、限定承認、遺産分割など相続に関する問題
⑺　親族間の紛争に関する問題
⑻　婚姻・離婚などの身分行為の無効・取消、親子関係存否確認、認知、嫡出子否認など身分行為に関する問題
⑼　後見、保佐、補助など成年後見制度に関する問題
⑽　不在者の財産管理、失踪宣告に関する問題
⑾　親権者と子の間で利益が相反する場合などの特別代理人選任に関する問題
⑿　遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄など遺言・遺留分に関する問題
⒀　相続人がいない場合の相続財産の管理に関する問題
⒁　氏又は名の変更、就籍、戸籍訂正など戸籍に関する問題

【費用】

無　料（申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

戸籍謄本等の関係書類をご持参ください。

「家事手続案内」では、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような手続きがあるかなどについて、説明、案内します。そのため、法律相談や身上相談には応じることができませんので、ご注意ください。

裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/）に、家事事件に関する一般的な説明、審判・調停手続の説明、主な家事事件についての手続の概要や必要書類が掲載されていますので、ご利用ください。

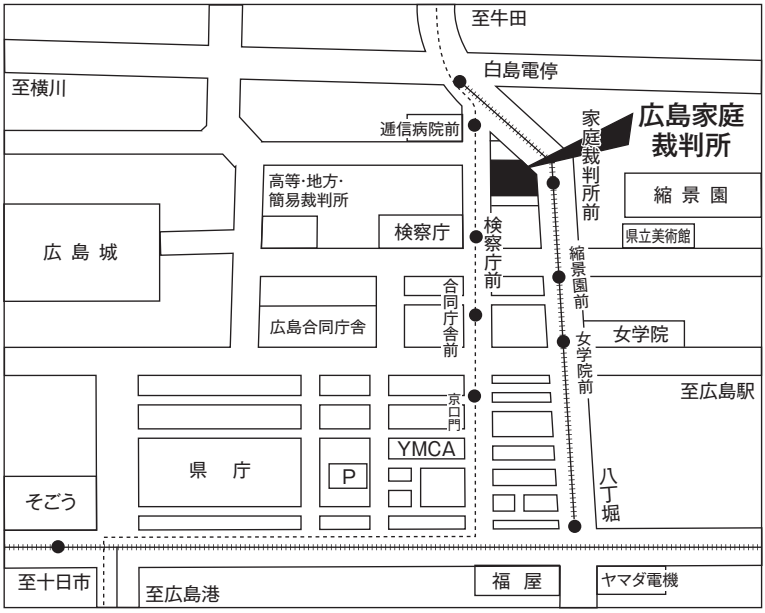

広島市身体障害者結婚相談所

【所在地】

〒732-0822　南区松原町５番１号（BIG FRONT ひろしま５階）
公益社団法人　広島市身体障害者福祉団体連合会内
電話　082-263-4524　FAX　082-263-9713

【相談受付】

月～金曜日（土、日、祝日は休み）
午前 10 時～午後４時

【相談業務内容】

身体的なハンディをもつ青年男女の結婚について相談を受けています。

【相談料】

無　料

【相談方法】

原則として本人が電話予約のうえ、来所してください。
なお、来所の際には、写真手札判１枚、身体障害者手帳、住民票をご持参ください。

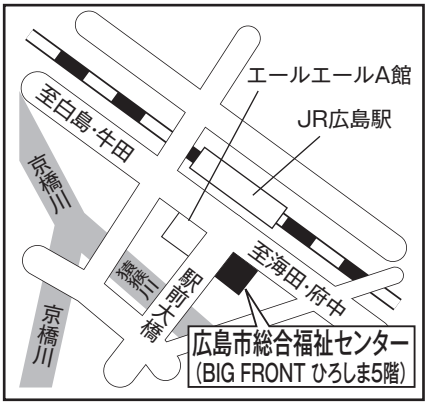

駐車場

・広島市総合福祉センターには、専用の駐車場はありません。
・自動車でお越しの際は、併設のBIG FRONT ひろしま東棟駐車場（有料）又は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
なお、BIG FRONT ひろしま東棟駐車場７階連絡通路から総合福祉センター（６階）へお越しいただけます。